

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年五月二十九日法律第四十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二章、第三章第一節、第四十六条及び第四十九条の規定公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日